

答 申

諮問第181号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった「DONET①カイゼンプログラム業者委託費用（43日間停止分）1／1～金額・日数等」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成28年4月4日付けで公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年4月7日付け防第04040003号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成28年5月31日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

当該非開示決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 以前より、審査請求人は、実施機関に対してメール等で津波レーダーの設置を提言していたのに、実施機関は津波レーダー

を設置せず、平成28年1月1日に和歌山県津波予測システム（以下「津波予測システム」という。）により、津波からの避難を呼び掛ける情報を緊急速報メールで誤配信する事案（以下「本件事案」という。）を起こした。本件事案について、和歌山県防災企画課に説明を求めたが、津波予測システムのプログラムの改善について、防災企画課の職員が行ったと言ったり、業者に依頼したと言ったり、説明が変遷している。

- (2) 本件事案の全容が知りたいと開示請求にわざわざ出向いているのに、防災企画課はどういう資料があるのか等のメニューを示さず、証拠隠滅体質で反省がない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審査会における説明及び意見の陳述並びに審査会へ提出した資料によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求の内容は、「DONET①カイゼンプログラム業者委託費用（43日間停止分）1／1～金額・日数等」であり、本件開示請求の対象は、実施機関が本件事案のため津波予測システムの運用を一旦停止し再開するまでの43日間にシステムの修理を行った業者委託に係る金額及び日数が分かる公文書であると考えた。
- 2 DONETの観測情報を用いた津波予測システムは、平成25年度に独立行政法人海洋研究開発機構（現在の国立研究開発法人海洋研究開発機構。以下「海洋研究開発機構」という。）と締結した協定に基づく共同研究により開発し、オープンソースとして提供を受けたものであり、実施機関はプログラム開発業者と直接契約を行っていない。

本件事案が発生した直接の原因は、一部の理論潮汐データの搭載が漏れていたことにあり、そのデータを搭載するのは実施機関の職員（以下「職員」という。）の業務であったため、本件事案に関する改善対策については、職員による直接修正（設定変更等）

により対応したものであり、業者へ委託をしておらず、委託に係る費用の発生はないため、請求の対象となる公文書は存在しない。

よって、本件開示請求に対し、「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行った。

- 3 審査請求人は、実施機関が本件事案の対応について業者へ依頼を行った旨の発言をしたと主張しているが、当該発言は、実施機関が、本件事案の発生後、サーバの賃貸借契約をしている保守業者へ保守業務の一部として機器等の調査を依頼したことを説明したものである。

本件事案に関連して、審査請求人から本件開示請求以外にも同時並行的に開示請求が数件あり、その対応の中で、実施機関は、審査請求人に対して、本件事案の経緯等について説明し、当該発言の主旨や、本件事案の改善対策は、職員で行ったもので、業者へは委託をしていない旨も十分に伝えている。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 本件開示請求の内容は、「D O N E T ①カイゼンプログラム業者委託費用（43日間停止分）1／1～金額・日数等」であり、本件開示請求の対象となる公文書は、実施機関が本件事案のため津波予測システムの運用を一旦停止し再開するまでの4

3日間にシステムの改善を行った業者委託に係る金額及び日数が分かる公文書であると認められる。

- (2) 実施機関は、本件事案に関する改善対策については、職員が行ったもので、業者へ委託をしていないため、本件開示請求の対象となる公文書は存在しない旨主張する。

本件開示請求に関する前提の事実として、実施機関によれば、津波予測システムは海洋研究開発機構と締結した協定に基づく共同研究により開発され、オープンソースとして提供を受けたものであり、職員による設定変更等の直接修正が可能であり、本件事案に関する改善対策は、業者へ委託をせずに職員が行ったとのことである。

以上の点よりすれば、改善対策に対する業者への委託に係る費用の発生はないと認められ、実施機関が本件対象公文書を「作成又は取得していない」という説明は、特段不合理とは認められない。

- (3) よって、実施機関が「作成又は取得していないため」との理由により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は、実施機関職員の対応に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、審査請求人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成28年6月8日	○諮問（実施機関）

平成28年8月2日	○実施機関からの弁明書の写しを受理
平成28年8月30日	○審議
平成28年9月23日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年10月3日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成28年11月1日	○審査請求人からの説明及び意見の聴取
平成28年11月16日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年12月19日	○審議
平成29年1月24日	○審議
平成29年2月6日	○審議
平成29年2月28日	○審議